

レンタル約款

商品をご使用いただくにあたりましては、
次の事項をご確認・お約束していただき、お申し込みください。

1. この商品はレントオール岐阜がレンタル契約にもとづいてお客様にお貸しするものです。
2. レンタル期間は、商品がお客様のお手元に渡った時から、私どもの手元に戻るまでの期間です。
3. 商品は店頭渡し、店頭返却としますが、お客様が配達・引取りを希望される場合は別途所定の料金をいただきます。
4. 商品は使用目的に合った通常の用法で使用をしていただき、使用保管については、充分なご注意をお願いいたします。
5. 私どもの商品の確認、点検をいつでも使用場所に立ち入り、実施できるものとします。
6. お客様は商品を第三者に使用させたり、譲渡・質入・転貸・占有・移転等を行うことはできません。
又商品を改造、改良してはいけません。
7. 商品について第三者が、差押、仮差押又は権利主張をする恐れがある場合は、直に私どもにその旨を通知していただきます。
8. レンタル期間中万一、中途解約の場合であっても、当初お約束の期間の料金をいただきます。
9. 私どもの商品の返却に関し、通常の損傷以上に商品が破損し、修理を必要とする場合は、修理代金に相当する金額、または、新規購入に要する費用を弁償していただきます。盗難・火災等の場合も同様ですが、盗難届・被災証明を取っていただきます。
10. レンタル期間が満了すれば、私どもの営業時間内に商品を返却していただきます。
もし返却を遅延された場合には、別途追加料金をいただきます。
11. お客様がもしこの約束を破られた場合、私どもは特別の通知、催告なしで、この約束を解約できるものとします。この場合、お客様は直ちに商品を返却しなければなりません。
私どもの手元に商品に戻るまでの期間のレンタル料金及び追加料金をいただきます。
12. お客様が商品を使用される場合は、私どもによる取り扱い説明の上、お客様に商品をお渡し後、お客様の誤使用、不注意、使用目的外のご使用により生じた損害については、私どもは一切の責任を負いません。
13. 商品に構造上の欠陥があり、修理してもお客様のご使用を達成しない場合、直ちにご連絡をいただくものとします。同種同等の商品の代替品をレンタルいたします。
代替品が無い場合は、レンタル料の払い戻しをもって一切の責任はないものとします。
14. お客様の身分が明らかでない場合や、一部レンタル商品のなかで保証金をお預かりする場合があります。
15. もしお客様との間に、紛争が生じた場合には、第一審の管轄裁判所は私どもの本店を管轄する地方裁判所と致します。

株式会社レントオール岐阜

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南 2-16-1

TEL：058-276-6785 FAX:058-273-1060